

## 介護保険利用者に関する医師からケアマネジャーへの情報提供について

高齢者が介護保険サービスを利用する時には、ケアマネジャーが居宅（介護予防）サービス計画書を作成します。その際、利用者と関係者による「サービス担当者会議」の開催が必要で、主治医は「サービス担当者会議」に出席するか文書等により、医療状況や介護保険サービスを利用する上での留意点、介護方法などについて指導・助言することになります。

医療と介護の連絡用紙は、医師とケアマネジャーの連絡を円滑にすることを目的に、前橋市医師会、群馬県介護支援専門員連絡協議会前橋圏域支部・前橋市が共同で作成しました。

『ケアプラン作成支援連絡票(診療情報提供書)』は、「居宅療養管理指導」及び「診療情報提供料(I)」の請求のための資料として使用できます。

### ～ 医療と介護の連絡用紙の使用手順 ～

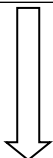
① ケアマネジャーから医師に電話等により連絡方法の確認が行われる。



② 医師はケアマネジャーから「医療と介護の連絡用紙1～3」を受け取る。



- 1 介護支援専門員から主治医への連絡票
- 2 情報提供同意書
- 3 ケアプラン作成支援連絡票(診療情報提供書)



③ 医師は「ケアプラン作成支援連絡票」を記入し、ケアマネジャーに郵送または直接手渡す。

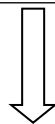
- ・診療の状況や介護サービスを利用する上での留意点等を記入する。
- ・サービス担当者会議の出欠等ケアマネジャーへの連絡事項を記入する。
- ・ケアマネジャーに返信する前にコピーをとり、診療録に保管する。

個人情報保護のため  
FAXは使わないように  
留意する。



④ 医師がサービス担当者会議に出席の時

あらかじめ返信されている「ケアプラン作成支援連絡票」の情報や、口頭での助言により会議が行われる。



⑤ 医師がサービス担当者会議欠席の時

関係者が「ケアプラン作成支援連絡票」の情報を参考にして会議を行う。



⑥ 医師は居宅療養管理指導費または診療情報提供料(I)の請求を行う。